令和3年3月9日 在ガーナ日本国大使館 領事班 Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana P.O.Box GP1637, Accra, Ghana Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553 開館時間外 Phone: 233-(0) 24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

ガーナの新型コロナウイルス対策について(その23):日本人を含む外国籍者に対するワクチン接種

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 2月28日(日)夜、アクフォ=アド大統領は、国民向けの演説を行い、新型コロナウイルスワクチンの接種プログラム を発表しました。それによると、接種対象者は、以下のカテゴリーでグループ分けされ、3月2日(火)より接種が開始さ れています。

(1)グループ1(3月2日(火)~15日(月))

医療従事者、COVID19 が重症化しやすい既往歴のある人、60 歳以上の人、行政機関関係者、立法機関関係者、 司法機関関係者など。

(2)グループ2(スケジュール未定)

教師、生徒、農業従事者、食料サービス関係者、電気・水道・燃料・通信の供給サービス関係者、航空・気象・輸送 サービス関係者、廃棄物関係者、メディア関係者、警察関係者、軍隊関係者、刑務所関係者、入国管理局関係者、消 防関係者など。

(3)グループ3(スケジュール未定)

妊娠している女性を除く、18歳以上のすべての人々。

(4)グループ4(スケジュール未定)

妊娠している女性及び18歳未満の人々。

※大統領の演説テキストについては、以下の URL を参照してください。

(https://presidency.gov.gh/index.php/briefing-room/speeches/1865-update-no-24-measures-taken-to-combat-spread-of-coronavirus)

2 当館にて調べたところ、日本人を含む外国籍者についても、本接種プログラムによって、それぞれ該当するグループ毎に接種可能であること、また、外国籍者に対しても、無料で接種が行われることも判明しました。

3 接種場所については、特定の病院で行っているものではなく、GHS(Ghana Health Service)が病院や診療所等の各 医療機関を巡回して実施しているとのことから、状況が流動的です。つきましては、ご関心のある方は、GHS(Ghana Health Service)の各住所管轄事務局にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以下、グレーターアクラ州の連絡先を参考に挙げておきます。

Greater Accra Region Health Directorate Office: 030-268-2709,030-268-7821

4 なお、本件ワクチンの接種は、皆様の自主判断で行っていただくものですが、当地で接種が始められているワクチンは、現時点では日本で未承認のものであり、また、副反応等の情報に関して、十分なご理解をいただく必要があります。さらに、日本国内においては、予防接種法により健康被害救済制度が適用されますが、海外において接種を受け、 被害が生じても日本の救済制度は適用されないことにもご留意いただく必要があります。

5 状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008734.pdf (その2) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018112.pdf (その3) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020992.pdf (その4)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021043.pdf</u> (その5) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026772.pdf (その6)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100036233.pdf</u> (その7) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100037752.pdf (その8) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040957.pdf (その9)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100044205.pdf</u> (その10)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100046680.pdf</u> (その11) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049257.pdf (その12)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049820.pdf</u> (その13) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100051606.pdf (その14) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100053846.pdf (その15)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100060792.pdf</u> (その16)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100088882.pdf</u> (その17) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100089437.pdf (その18) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100092247.pdf (その19) https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100115772.pdf (その20)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100132970.pdf</u> (その21)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100144374.pdf</u> (その22)<u>https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100145686.pdf</u>

以上